令和4年12月高齢者支援課

令和3年度の高齢者虐待の状況について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行された平成 18 年度以降、県では高齢者虐待の状況を毎年公表しています。

1 令和3年度における高齢者虐待の概要

- ○施設での従事者による虐待件数は2件で、前年度(4件)より2件減少しました。
- ○家庭での養護者による虐待件数は 127 件で、前年度(124 件)より 3 件増加しました。
- ○家庭での養護者による虐待においては、被虐待者の8割が「女性」、虐待者の約4割が「息子」、「身体的虐待」が約7割を占めるなど、昨年度とほぼ同様の傾向がみられます。

2 県の高齢者虐待防止対策

- ○介護施設職員や市町村職員を対象に、未然防止のための優良事例の紹介や職員の ストレスケアなど、資質向上に向けた研修会の実施
- ○市町村職員では解決が困難な事例への対応として、弁護士、社会福祉士、司法書士 等専門職による相談体制の充実
- ○パンフレットの作成・配布等による相談窓口、通報義務等の周知による県民の虐 待防止の意識向上
- ○家族の介護負担を軽減させるための介護サービスの利用促進
- ○施設・事業者に対して定期的に行う実地指導における、虐待防止を重点項目とした た指導の実施
- ○「高齢者・障がい者虐待防止会議」の開催等による市町村、関係機関・団体との 連携強化

3 公表資料

別添のとおり

令和3年度の高齢者虐待の状況について

山形県 健康福祉部 高齢者支援課

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「高齢者虐待防止法」という。)第 25 条の規定により、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等について、県は、毎年度公表することとされております。

このたび、厚生労働省が実施した高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査と県の独自調査をもとに、本県分の状況をまとめました。

(調査対象期間)

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間

1 養介護施設等(※1)における従事者による高齢者虐待

※1 介護保険法、老人福祉法に規定する施設・事業所件数は2件で、前年度より2件減少しました。

(1) 虐待と認定した件数及び人数

区分	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
件数	2 件	2 件	2 件	4 件	1 件	1 件	0 件	3 件	4 件	2 件
人数	2 人	3 人	2 人	8人	1人	1人	0人	3 人	6人	3人

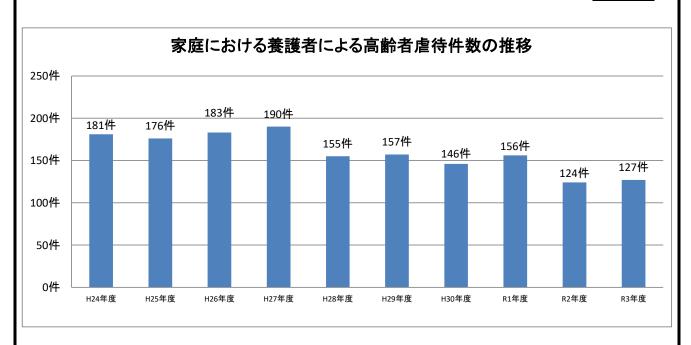
(2) 虐待の概要(2件)

	区分	ケース 1	ケース 2		
施調	設等の種別	有料老人ホーム	特別養護老人ホーム		
虐	待の種別	身体的虐待・心理的虐待	心理的虐待		
被	唐		男性1人、女性1人		
虐	要介護度	自立	要介護3、不明		
者年齢別		80~84 歳	70~79 歳		
虐	人数	1 人	7人		
待 者	性別・職種等	男性(施設管理人)	男性1人、女性6人 (介護職員)		
1	町村・県が ⁻ った対応	事業所への注意	施設への指導及び 改善状況確認		

2 家庭における養護者(※2)による高齢者虐待

※2 高齢者の世話をしている家族、親族等 件数は127件で、前年度より3件増加しました。

区分	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
件数	181件	176件	183件	190件	155件	157件	146件	156件	124件	127 件
人数	182人	180人	191人	198人	161人	160人	150人	165人	126人	130 人

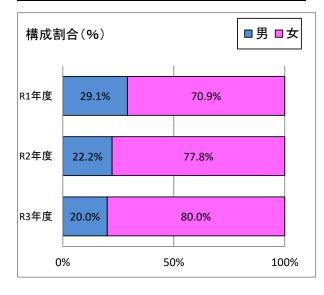


(1)被虐待者について

女性が80%を占めています。また、75歳以上の後期高齢者が80%を占めています。

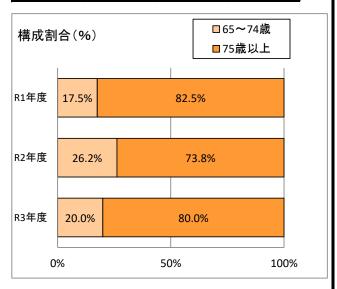
①男女别

区	分	男	女	計
R1 ^左	F度	48人	117人	165人
R2 ^左	F度	28人	98人	126人
R3≛	F度	26人	104人	130人



②年齢別

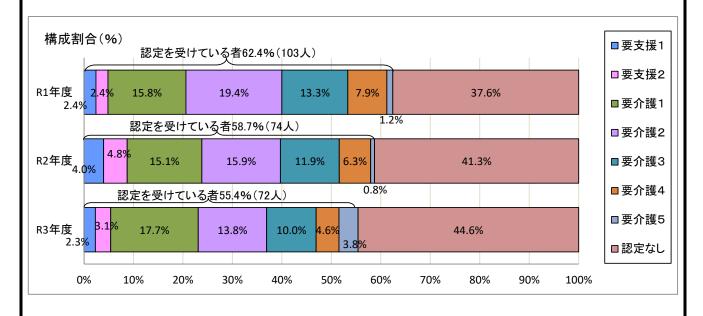
区	分	65~74歳	75歳以上	計
R1年	度	29人	136人	165人
R2年	度	33人	93人	126人
R3年	度	26人	104人	130人



③介護保険認定状況

介護保険の認定を受けている者が約55%となっています。

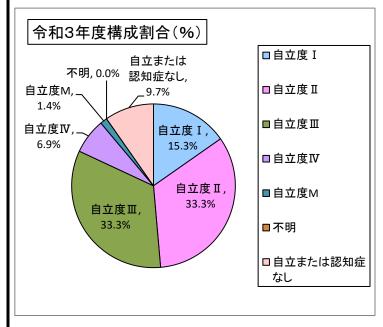
区分	要支援 1	要支援 2	要介護1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5	認定なし	計
R1年度	4人	4人	26人	32人	22人	13人	2人	62人	165人
R2年度	5人	6人	19人	20人	15人	8人	1人	52人	126人
R3年度	3人	4人	23人	18人	13人	6人	5人	58人	130人



④介護保険の認定を受けている者の認知症日常生活自立度

介護保険の認定を受けている者のうち、認知症の症状がある高齢者が約 90%となっています。また、自立度Ⅱが最も多くなっています。

区	分	自立度 I	自立度Ⅱ	自立度Ⅲ	自立度IV	自立度M	不明	自立・ 認知症なし	計	(再掲) I ~M
R1	年度	18人	41人	23人	13人	1人	3人	4人	103人	96人
R2	年度	9人	30人	22人	5人	1人	4人	3人	74人	67人
R3	年度	11人	24人	24人	5人	1人	0人	7人	72人	65人

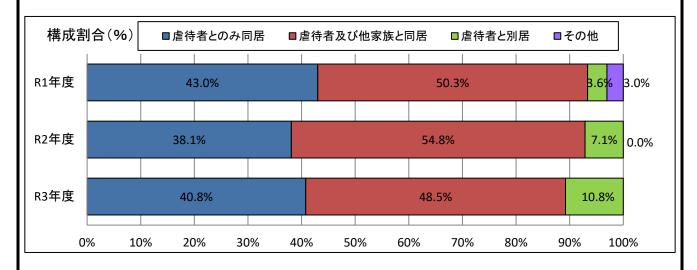


【参	考】認知症高齢者日常生活自立度の目安
I	症状はあるが、日常生活はほぼ自立。
П	日常生活に支障をきたすが、周囲が注意していれば自立することができる。
Ш	日常的に介護を必要とする。
IV	日常生活に支障をきたし、行動や意志疎通 が困難であり、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動、身体疾患があ り、専門医療を必要とする。

⑤虐待者との同居状況

虐待者と同居する者が多く、「虐待者とのみ同居」と「虐待者及び他家族と同居」を合わせると全体の約89%を占めています。

区分	虐待者とのみ同居	虐待者及び 他家族と同居	虐待者と別居	その他	計
R1年度	71人	83人	6人	5人	165人
R2年度	48人	69人	9人	0人	126人
R3年度	53人	63人	14人	0人	130人

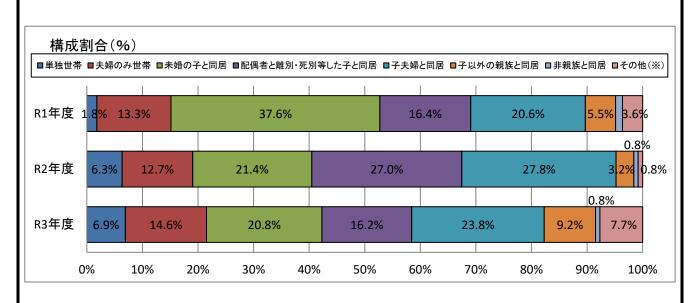


⑥家族形態

「子夫婦と同居」及び「未婚の子と同居」が多くなっています。

区分	単独世帯	夫婦のみ 世帯	未婚の子 と同居	配偶者と離 別・死別等し た子と同居	子夫婦と 同居	子以外の 親族と同居	非親族と 同居	その他 (※)	計
R1年度	3人	22人	62人	27人	34人	9人	2人	6人	165人
R2年度	8人	16人	27人	34人	35人	4人	1人	1人	126人
R3年度	9人	19人	27人	21人	31人	12人	1人	10人	130人

※ 子は養子を含み、子と同居の家族形態は、三世代以上の場合及び他の親族も同居の 場合を含む



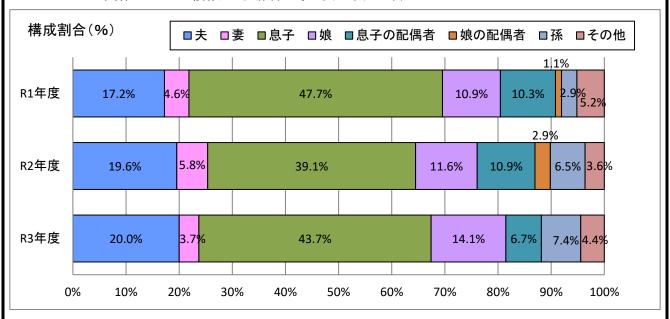
(2) 虐待者について

①被虐待者から見た虐待者の続柄

息子が全体の約44%を占め、次いで、夫、娘が多くなっています。

区 分	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者	娘の 配偶者	孫	その他	計
R1年度	30人	8人	83人	19人	18人	2人	5人	9人	174人
R2年度	27人	8人	54人	16人	15人	4人	9人	5人	138人
R3年度	27人	5人	59人	19人	9人	0人	10人	6人	135人

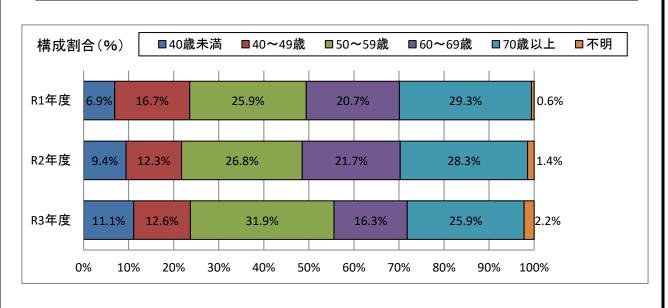
※ 一事案について複数いる場合は、それぞれに計上



②年齢別

虐待者の年齢は、50代以上が多くなっています。

区分	40 歳未満	40~49 歳	50~59 歳	60~69 歳	70 歳以上	不明	計
R1 年度	12 人	29 人	45 人	36 人	51 人	1 人	174 人
R2 年度	13 人	17 人	37 人	30 人	39 人	2 人	138 人
R3 年度	15 人	17 人	43 人	22 人	35 人	3 人	135 人



(県独自調査項目)虐待者の介護への関与状況及び就労・経済状況について

(家庭における養護者による虐待と判断された事例の虐待者の状況について市町村から回答)

注:市町村が虐待対応時の状況等を基に回答したものであり、虐待者本人からの回答ではない。

【結果の概要】

- 被虐待者と常時接触していた虐待者は全体の約8割を占めています。
- 主たる介護者として介護していた虐待者は全体の約4割となっています。
- ◆主たる介護者であった虐待者の約6割は、介護の協力者がいませんでした。
- ・主たる介護者であった虐待者の介護歴は、「不明」を除き「1年以上3年未満」 が最も多くなっています。
- ◆主たる介護者であった虐待者の約8割が介護疲れや悩みを抱えていました。

82.2%

- ・虐待者の約5割が無職であり、うち60歳未満の者が約5割を占めています。
- ▶ 虐待者の約3割が経済的困窮が疑われる状態にありました。

【県独自調査項目の結果】

(1) 虐待者の介護への関与状況

①被虐待者との接触時間(頻度)

日中も含め常時	72人	53.3%
日中以外は常時	39人	28.9%
週に数日程度	7人	5. 2%
月に数日程度	0人	0.0%
ほとんど接触なし	9人	6.7%
不明	8人	5.9%
計	135人	

②被虐待者に対する介護の取組み状況

主たる介護者として介護	57人	42.2%
補佐的に介護	15人	11.1%
別の者が介護	12人	8.9%
介護が不要	46人	34.1%
不明	5人	3. 7%
計	135人	

③ ②で「主たる介護者として介護」と回答した者(57人)の状況

	男性	女性		49歳以下	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳以上	不明
性別	41人	16人	年齢	5人	23人	10人	13人	5人	1人
	71.9%	28.1%		8.8%	40.4%	17.5%	22.8%	8.8%	1.8%

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	孫	その他
続柄	15人	1人	23人	11人	3人	0人	1人	3人
	26.3%	1.8%	40.4%	19.3%	5.3%	0.0%	1.8%	5.3%

介護の協力等の有無	介護の協力者あり	20人	35. 1%	
	介護の協力者なし(相談相手あり)	8人	14.0%	
	介護の協力者、相談相手いずれもなし	29人	50.9%	
	不明	0人	0.0%	

64.9%

介護歴	1年未満	6人	10.5%
	1年以上3年未満	16人	28.1%
	3年以上5年未満	2人	3.5%
	5年以上10年未満	9人	15.8%
	10年以上	5人	8.8%
	不明	19人	33.3%

	介護疲れがとてもあった	26人	45.6%	0.1 40/
介護疲れの状況	介護疲れがややあった	21人	36.8%	81.4%
	介護疲れがあまりなかった	2人	3.5%	
	介護疲れがなかった	0人	0.0%	
	不明	8人	14.0%	

	介護の悩みがとてもあった	21人	36.8%
介護の	介護の悩みがややあった	18人	31.6%
悩みの状況	介護の悩みがあまりなかった	4人	7.0%
	介護の悩みがなかった	3人	5.3%
	不明	11人	19.3%

68.4%

(2) 虐待者の就労・経済状況

①就労状況

職についていない (無職)	73人	54.1%
正規の職に就いている	20人	14.8%
非正規の職に就いている	11人	8.1%
自営業	10人	7.4%
職についているが詳細不明	10人	7.4%
不明	11人	8.1%
計	135人	

職についていない者の年齢						
40歳未満	8人	11.0%				
40~49歳	5人	6.8%				
50~59歳	22人	30.1%				
60歳以上	38人	52.1%				
不明	0人	0.0%				

- 47. 9%

職についていない60歳未満の者(35人)の続柄								
夫 妻 息子 娘 息子の配偶者 娘の配偶者 孫 その他							その他	
0人	0人	21人	6人	2人	0人	6人	0人	
0.0% 0.0% 60.0% 17.1% 5.7% 0.0% 17.1% 0.0%								

②虐待者世帯の経済的な困窮状況

計	12/0	0.070
不明	12人	8.9%
困窮状況には無い	86人	63. 7%
経済的困窮が疑われる	37人	27.4%

③②で「経済的困窮が疑われる」と回答した者(37人)の状況

	49歳以下	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳以上	不明
年齢	8人	17人	4人	4人	1人	3人
	21.6%	45.9%	10.8%	10.8%	2.7%	8.1%

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	孫	その他
続柄	3人	0人	20人	11人	1人	0人	0人	2人
	8.1%	0.0%	54.1%	29.7%	2.7%	0.0%	0.0%	5.4%

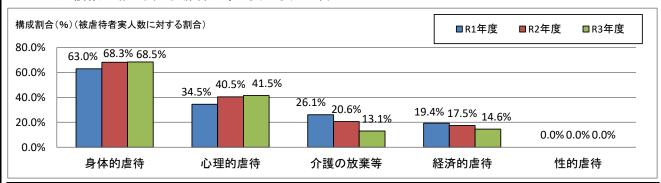
	生活保護受給世帯	6人	16.2%
世帯状況	住民税非課税世帯(生活保護受給世帯を除く)	10人	27.0%
	その他(支払い滞納、多額の借金等)	21人	56.8%

(3) 虐待の種別について

「身体的虐待」が最も多く、次いで「心理的虐待」が多くなっています。

区分	身体的 虐待	心理的 虐待	介護の 放棄等	経済的 虐待	性的虐待	被虐待者 実人数
R1 年度	104 人	57 人	43 人	32 人	0 人	165 人
R2 年度	86 人	51 人	26 人	22 人	0 人	126 人
R3 年度	89 人	54 人	17 人	19 人	0人	130 人

※ 複数に該当する場合は、それぞれに計上



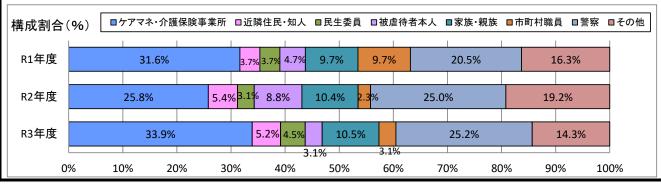
身体的虐待	暴力行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図 的、継続的に遮断すること。 (殴る、蹴る、ベットに縛るなど)
心理的虐待	脅しや侮辱などの言動や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的 苦痛を与えること。 (怒鳴る、人前で恥をかかせる、無視するなど)
介護世話の 放棄・放任 (ネグレクト)	意図的か結果的かを問わず、介護や生活の世話を行っている家族等が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させていること。(入浴させない、食事を与えない、必要な介護サービス等を受けさせないなど)
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。(生活費を渡さない、勝手に年金や財産を使うなど)
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はそ の強要。(わいせつな行為の強要、懲罰的に裸で放置するなど)

(4)相談・通報者について

ケアマネジャー・介護保険事業所職員、警察からの相談・通報が多い状況です。 「その他」には、地域包括支援センター職員、医療機関、虐待者自身などが含まれます。

区分	ケアマネ・ 介護保険事 業所	近隣住民· 知人	民生委員	被虐待者本人	家族• 親族	市町村職員	警察	その他	地域包括支援センター職員	
R1年度	120人	14人	14人	18人	37人	37人	78人	62人	34人	380人
R2年度	67人	14人	8人	23人	27人	6人	65人	50人	39人	260人
R3年度	97人	15人	13人	9人	30人	9人	72人	41人	21人	286人

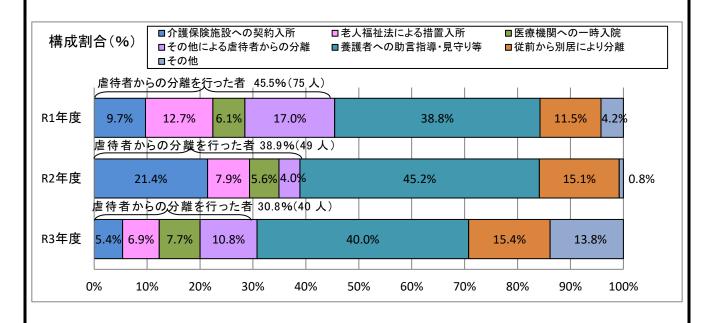
※ 最終的に虐待の判断に至らなかった相談・通報を含む



(5) 虐待への対応について

被虐待高齢者の保護のため虐待者からの分離を行った人数が 40 人 (30.8%) を 占め、分離の手段としては、他の住宅に移るなどの「その他による虐待者からの 分離」が最も多くなっています。

		虐待者か	らの分離			養護者へ			
区 分	介護保険 施設への 契約入所	老人福祉 法による 措置入所	医療機関 への一時 入院	その他に よる虐待 者から 分離	小計	後の助・見守 の場・見等 り等	従前から 別居等に より分離	その他	計
R1年度	16人	21人	10人	28人	75人	64人	19人	7人	165人
R2年度	27人	10人	7人	5人	49人	57人	19人	1人	126人
R3年度	7人	9人	10人	14人	40人	52人	20人	18人	130人



高齢者虐待防止の取組みのイメージ図

高齢者•家族

養介護施設

・職員に対する研修の実施

相談•通報

啓発 指導·支援 虐待が発生 した場合の 通報(義務)

指導

市町村・地域包括支援センター

・高齢者虐待の防止対策・・虐待を受けた高齢者の保護・・家族(養護者)への支援

相談•通報

保健医療福祉サービス 介入ネットワーク

居宅介護支援事業所、介護サ ービス事業所、医療機関、保 健所、ケアマネージャー など

連携

関係専門機関 介入支援ネットワーク

警察、消防、保健所、弁護士 司法書士、家庭裁判所、権利 擁護団体 など



早期発見・地域見守り ネットワーク

自治会、町内会、民生委員、社会 福祉協議会、老人クラブ、NPO



あなたの周りにもあるネットワーク

高齢者虐待防止ネットワーク

山形県の取組み

- ①関係機関による連携協力体制の確立
 - ・山形県高齢者・障がい者虐待防止会議の開催
 - 専門職による相談支援体制の確保
- ②高齢者虐待防止の普及啓発
 - ・高齢者虐待防止パンフレットの作成、配布
- ③関係機関職員の研修等
 - 市町村職員等情報交換会の開催
 - ・施設職員等を対象とした研修会の開催

【県民の皆様へ】

あなたの「気づき」が虐待の深刻化を防ぎます

虐待を受けている高齢者や、介護疲れの家族は何かしらのサインを発しています。 以下の項目は、「高齢者虐待」の発見の手がかりとなる「虐待の危険サイン」の 例です。

あなたの身のまわりに思い当たることがあれば、あなたのお住まいの「市町村」 やお近くの「地域包括支援センター」にご相談ください。

県内各市町村の高齢者虐待の通報・相談窓口は、山形県ホームページにも掲載し ています。詳しくは「山形県 高齢者虐待防止 窓口」で検索してください。

高齢者からのサイン	養護者(家族)からのサイン
□ 不自然なけがや傷がある	□ 介護に疲れている
□ 急におびえたり怖がる	□ 無気力、投げやりである
□ 無気力、投げやりである	□ 高齢者を怒鳴る、しつけと言ってたたく
□ 栄養失調、脱水症状がみられる	□ 高齢者の世話に対する不平・不満が多い
□ 悪臭がしたり、服が汚れている等不衛生 な状態である	□ 介護サービスを受けさせない
ロ お金があるのにサービス利用料や生活費	口 高齢者を友人等に会わせない
の支払ができない	口 保健・福祉の担当者と会うのを嫌うよう
□ 傷やあざの説明のつじつまが合わない、話したがらない	になる
	□ 高齢者に関する話題をさける
□ 体重が不自然に増えたり、減ったりする	

山形県高齢者虐待防止宣言

~高齢者虐待のない社会の実現をめざして~

- 高齢者の権利利益を守り、高齢者が尊厳を持って安心して生活を送る ことができる社会を目指します。
- 家庭、施設での高齢者虐待の防止に向け、地域全体で取り組みます。
- 高齢者虐待の問題を誰もが見過ごさず、一人ひとりの問題として県民 あげて取り組みます。

平成19年7月27日 山形県高齢者虐待防止県民会議